

【学士課程生】新型コロナウイルス感染症による家計急変に伴う 授業料減免申請について(令和4(2022)年度後期)

新型コロナウイルスの感染拡大により家計が急変し、経済的理由により授業料等の納付が困難となった学士課程生を対象に、家計急変枠として授業料免除の申請を受付いたします。

本件の対象は、令和4(2022)年度後期にかかる授業料免除の申請となります。

該当者で希望される方は、下記の案内をよく読み、申請書類を提出してください。

◆申請資格

令和元(2019)年度以前入学の学士課程生を対象とし、以下の要件を満たしていること。

《日本人学生》

以下の要件を満たす者 ※満たしていない場合は、申請できません。

1. 日本学生支援機構(Jasso)の給付奨学金へ家計急変(新型コロナウイルス感染症に係る影響による家計急変)での申請を行った者(※1)

※1【Jasso 給付奨学金の申請について】

申請希望者は、まず Jasso 給付奨学金の申請にかかる「[進学資金シミュレーター](#)」で支援対象となるかをご確認ください。支援対象となった場合は、その旨を経済支援グループ(gak.kei@jim.titech.ac.jp)にお申し出の上、案内に従い手続き願います。支援対象とならなかった場合は、シミュレーション結果を提示の上、別途ご相談ください。

《私費留学生》

以下のいずれかの要件を満たす者 ※満たしていない場合は、申請できません。

1. 公的な援助(注1)の受給が決定している者
2. 新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少した者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
 - a. 令和3(2021)年度、令和2(2020)年度もしくは令和元(2019)年度 **日本において、本人及び同居する家族に**130万円以上のアルバイト代等の収入があり、かつ令和4(2022)年において減収後の **日本での**アルバイト代等の収入が1/2以下となった者
 - b. 令和3(2021)年度に本学で授業料免除の申請をしている在学学生であり、かつ、**本人及び日本で同居する家族**の令和3(2021)年、令和2(2020)年もしくは令和元(2019)年の主たる収入がアルバイト代等であったが、令和4(2022)年において減収後の **日本での**アルバイト代等の収入が1/2以下になった者

注1: 公的な援助に該当する制度については[こちら](#)を参照

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/jyugyo-2022menjokyuhen-sienlist2.pdf>

◆申請方法及び提出先(送付先)

郵送又は直接窓口にて、下記申請期間内に提出書類一式を提出してください。

なお、郵送の場合は、簡易書留等の追跡可能な形式で、封筒には「学士・R4 後期授業料免除申請(家計急変)」と記載して送付してください。最終期日までの消印有効です。

【提出先(送付先)】 学生支援課 経済支援グループ

(郵送)〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 TP-102 東京工業大学 学生支援課経済支援グループ宛
(窓口)大岡山キャンパス Taki Plaza 1階 (9/1~9/19:10:15~16:15、9/20~9/27:9:00~17:00)

◆申請期間

日本人学生	令和4年9月1日(木)～9月27日(火)
私費留学生	令和4年9月13日(火)～9月27日(火)

・期間終了後の提出は、一切受け付けません。(郵送分は最終期日までの消印有効)

◆提出書類

通常書類(①)に加えて、家計急変に係る書類(②、③)の提出が必要です。

① 1次及び2次申請提出書類(通常の授業料免除申請と同様)

- 《日本人学生》申請案内 <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2022uj-sinsei2-annai.pdf>
 様式類(1次申請) <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2022uj-sinsei2-yoshiki1st.pdf>
 様式類(2次申請) <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2022uj-sinsei2-yoshiki2nd.pdf>
 《私費留学生》申請案内 <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2022-uf-sinsei2-annai.pdf>
 様式類(1次申請) <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2022-uf-sinsei2-yoshiki1st.pdf>
 様式類(2次申請) <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/2022-uf-sinsei2-yoshiki2nd.pdf>

②新型コロナウイルスによる家計急変申立書

《日本人学生・私費留学生共通》

様式はこちら: <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/kakeikyuhen-applicationform-ug2022fall.pdf>

③新型コロナウイルスによる家計急変の影響を受けたことが証明できる書類

《日本人学生・私費留学生共通》

公的な援助を申請した方	<ul style="list-style-type: none"> ・公的支援の受給証明書または採用が決定したことがわかる書類及び下記のいずれかの書類 ・(給与収入が減少している場合)直近(令和4(2022)年6月以降)の給与明細三ヶ月分の写し ・(給与以外の収入が減少している場合)給与収入以外の減収申立書(※注3)および、売上高の減少が証明できる書類(月次試算表、売上帳簿等)
給与収入が令和3(2021)年、令和2(2020)年もしくは令和元(2019)年に比べて1/2以下に減少した方	<p>申請者本人と生計維持者(留学生の場合は同居の家族)について、下記全ての書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年(令和3年分)の課税証明書 ・令和3年(令和2年分)の課税証明書(令和2(2020)年と比較する場合) ・令和2年(令和元年分)の課税証明書(令和元(2019)年と比較する場合のみ) ・直近(令和4(2022)年6月以降)の給与明細三ヶ月分の写し
給与以外の収入が令和3(2021)年、令和2(2020)年もしくは令和元(2019)年に比べて1/2以下に減少した方	<p>申請者本人と生計維持者(留学生の場合は同居の家族)について、下記全ての書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年(令和3年分)の課税証明書 ・令和3年(令和2年分)の課税証明書(令和2(2020)年と比較する場合) ・令和2年(令和元年分)の課税証明書(令和元(2019)年と比較する場合のみ) ・給与収入以外の減収申立書(※注3) ・令和3年分の確定申告書の写し ・売上高の減少が証明できる書類(月次試算表、売上帳簿等)

※注3: 減収申立書様式: <https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/kakeikyuhen-gensyu-ug2022fall.pdf>

◆申請結果

審査を経た後、申請結果(全額免除、半額免除、不許可)は本人に封書により通知します。(12月下旬予定)
審査の結果、半額免除、不許可になった場合は、所定の期日までに授業料を納付する必要があります。

◆問い合わせ

不明点がありましたら、経済支援グループ(gak.kei@jim.titech.ac.jp)にメールでお問い合わせください。
その際、**学籍番号・氏名・電話番号は必ず記載してください**。折り返しメール又は電話で回答いたします。

◆Q&A

Q1	留学生の申請資格の2-bについて、「令和3(2021)年、令和2(2020)年もしくは令和元(2019)年の主たる収入がアルバイト代等であった」という記載がありますが、それはどのような状態のことを言いますか。
A1	令和3(2021)年、令和2(2020)年もしくは令和元(2019)年の収入全体に対して、アルバイト代が半分以上を占める場合を言います。
Q2	前期に通常の授業料免除を申請し一年分の結果を得ているのですが、後期は家計急変枠での申請に変更できますか。
A2	前期の判定結果が「不許可」または「半額免除」であり、本案内にて説明している家計急変に該当する場合は可能です。“◆申請資格”の項を再度ご確認ください。
Q3	申請資格を満たし、家計急変枠で申請さえできれば、誰でも授業料免除になりますか。
A3	審査については通常の授業料免除と同様、学業基準・資産基準・収入基準により総合的に行います。審査の結果、「不許可」や「半額免除」となる可能性もございます。
Q4	現在日本に居住していませんが、申請は可能ですか。
A4	申請は可能ですが、所定の申請期間内に、提出書類の全てを提出していただく必要があります。また、書類の提出は研究室の知人等に代理対応を依頼するなどして行ってください。代理人が国内から郵送する場合も、上述の申請方法及び書類の提出先に書かれた方法に従って提出してください。